

かりゆしの郷 指定認知症対応型共同生活介護  
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社やまびこが設置するかりゆしの郷（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう援助するものである。

- 2 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 3 入居者及び入居者代理人に対し、サービスの内容及びその提供方法についてわかりやすく説明します。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供するとともに、日々自己研鑽の下、専門的な認知症ケア及び入居者の立場に立ったサービスの提供を行います。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価します。
- 6 ご家族や地域の方々との連携又は協力体制の充実を図るため、これらの方々とも好ましい関係を築くとともに、その方々にとっても有用な存在となるよう努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 かりゆしの郷
- (2) 所在地 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目980-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1名  
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。  
管理者は、適切な事業を提供するために必要な知識及び経験を有するものとします。
- (2) 計画作成担当者 2名（ユニット毎に1名） 常勤兼務

入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等、入居者の日常生活全般の状況を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、介護の目標や、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護記録の作成及び変更を担当します。

(3) 介護支援専門員 上記二の計画作成担当者のうち1名以上(常勤兼務)

介護支援専門員である計画作成担当者は、介護支援専門員でないほかの計画作成担当者の業務を監督します。

(4) 介護従事者 17名 (各ユニットに夜間及び深夜帯を除く時間に3:1以上)

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたります。

(5) 看護師 1名以上 (ただし、週に2日の出勤及び24時間オンコール対応とする)

(入居定員及び居室数等)

第5条 入居定員は、1ユニット9名、合計2ユニット18名とする。

2 居室(個室)、食堂、台所、浴室、その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

居室(個室) 18室

居間兼食堂 2室

台所 2室

浴室 2室

洗面所 4ヶ所

便所 4ヶ所

(定員の厳守)

第6条 事業所は、入居定員及び居室を超えて入居させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退居)

第8条 本事業は、要介護者・要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をする。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者の退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 6 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 7 短期利用指定認知症対応型共同生活介護〔短期利用指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図るものとする。

#### (介護計画の作成)

第9条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活〔介護予防認知症対応型共同生活〕介護計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させる。

- 2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた介護計画を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 介護計画担当者は、介護計画の作成後においても、入居者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
- 6 第2項から第4項までの規程は、前項に規定する介護計画の変更について準備する。

#### (介護等)

第10条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 本事業は、入居者の負担により、施設における従事者以外の者による介護を受けさせることはしない。
- 3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と従事者が共同で行うよう努める。

#### (介護の内容)

第11条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

#### (介護の提供)

第12条 食事の提供は、入居者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に考慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努める。

2 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前 8時～
- 二 昼食 午後12時～
- 三 夕食 午後 6時～

(短期利用共同生活介護)

第13条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期入居者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「短期利用共同生活介護」という)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用にあたっては、入居者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画書の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活〔介護予防認知症対応型共同生活〕介護計画を作成することとし、当該計画に従いサービス提供するものとする。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第14条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第15条 入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、2ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、2ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議する。

(敷金)

第16条 本事業の利用を開始する際には、敷金として200,000円を徴収する。

- 2 敷金については、入居時に持参することとし、また利息を付さないものとする。
- 3 入居者が退居する際は、事業者は敷金を返金することとする。ただし、以下のことが発生して

いる場合、その他入居者に債務がある場合は、これらを差し引いた残りの金額を返金するものとする。

- 一 入居者の居室について、入居者の故意もしくは過失により、または入居者が要介護状態もしくは要支援状態にあることから、通常の使用とは異なる使用により生じたものと合理的に推認される損耗等の復旧にかかる費用
  - 二 入居者の残置財産を処分することが必要となった場合、その処分にかかる費用
  - 三 経年変化及び通常の使用による損耗等の復旧にかかる費用については、入居者の負担としない。
- 4 法人が特別に認めた場合（キャンペーン、生活保護受給者）については、これを徴収しないことができる。

#### （利用料等）

第17条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一 居室利用料 1, 300円/日
  - 二 食材費 1, 390円/日
  - 三 管理費 1, 100円/日（光熱水費込み）
  - 四 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、居室利用料のみとする。
  - 五 その他通常必要となる費用で、入居者が負担することが適当と認められる費用については、すべて自己負担であり、入居者及びその家族の同意の上で徴収する。（実費）  
（例）おむつ代、理美容代、交通費、嗜好品 等
- 2 上記費用について、生活保護受給適用の利用者については「生活保護基準額表」の扶助項目の上限額を限度として徴収し、超えた額については法人負担とする。
- 3 月の途中における入居又は退居については日割り計算とする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振込によって指定期日までに受ける。

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

第18条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

#### （外出及び外泊）

第19条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、管理者に届け出るものとする。

#### （非常災害対策）

第20条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成

し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

#### (勤務体制の確保等)

第21条 入居者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 従業者の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 経験に応じた研修 随時

#### (健康管理)

第22条 従業者は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

#### (衛生管理)

第23条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (緊急時対策・協力医療機関等)

第24条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

2 入居者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。

3 協力医療機関を定めておく。

4 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

#### (掲示)

第25条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサー

ビスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 25 条 事業所は、利用者個人が特定できる情報について利用者自身の利益を直接の目的とし、利用者の承諾がある場合以外は他者に開示してはならない。

- 2 職員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。尚、この守秘義務は、職員でなくなった後も継続しなければならない。

(苦情処理)

第 26 条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第 27 条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(調査への協力)

第 28 条 入居者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕が行われているかどうか確認するため市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行う。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 29 条 本事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に対して当該指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 本事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕が行われているかどうかを確認するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

第30条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、保険者等の指定通り、利用開始から5年間保管するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第31条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第32条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第33条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。



(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第34条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第35条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社やまびこと施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。